

第 2 回業務研修会

日 時 平成 28 年 10 月 28 日(金)午後 1 時 30 分～午後 4 時 40 分

会 場 セラトピア土岐

内 容 ①「仕事に人権感覚を活かす」

岐阜県人権懇話会 会長 藤田 敬一 様

②「農業委員会法・農地法の改正点と農業者年金受給継続のための留意事項」

(一社)岐阜県農業会議事務局次長兼総務課長 堀口 浩 様

土岐市のセラトピア土岐にて、本年度 2 回目の業務研修会が行われました。当日は足元の悪い中ではありましたが県内各地より 57 名の出席をいただきました。

1 時限目の人権についての研修では、岐阜県の人権についての第一人者である藤田敬一先生に講義をいただきました。通常、人権についての研修と言うと固い話を想像しますが藤田先生の研修は今までに受けた事のない研修で文字通り規格外です。積極的に出席者の中に分け入り矢継ぎ早に質問をされるので緊張感のある研修となりました。先生が 58 年に渡り研究をされて来た人権感覚についてわかりやすく講義をいただきました。



2 時限目には、農業会議事務局の堀口様に講義をいただきました。

① 農業委員会法・農地法の改正点

農業委員会については、「農地利用の最適化の推進」を目指す国の政策により農業委員会の業務、組織に変更があったこと、農地法については、農地の所有が認められる法人の要件が緩和されたことなどが取り上げられました。

② 農業者年金受給継続のための留意事項

特に、経営移譲年金が支給停止とならないよう注意すべき事項について説明されました。

また、会場からは農地転用の際の資金証明について質問がありました。

